

住宅の新築又はリフォームを検討されている方へ

## 住宅新築リフォーム支援事業をご活用下さい

## 【住宅新築リフォーム支援事業】

本事業は、村民の居住環境の向上と定住人口の増加を図ることを目的とした補助事業です。

## 補助対象期間について

毎年度4月1日～3月15日まで

- 申請の受付は毎年度2月末日まで
- 申請書は工事着工の14日前までに提出してください
- 申請書類は六ヶ所村公式ホームページ又は政策推進課窓口にて配布しています

## 補助金額について

補助金の対象になる経費に応じて

新築 100万円～120万円 ※1

補助金の対象になる経費に応じて

リフォーム 最大50万円 ※2

※1 新築工事の補助率は、補助対象経費の合計額に100分の3を乗じて得た額  
(申請者又はその配偶者の年齢が40歳未満の場合は20万円の加算)

※2 リフォーム工事の補助率は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額

## 補助金の対象者について

- 1 六ヶ所村の住民基本台帳に記録されている人(転入者を含む)
- 2 補助の対象になる住宅に住んでいる人であって、住宅の所有又は所有者の同意を得た人
- 3 全世帯員が村税等を滞納していない人

※ 一度利用された方は対象外

## 対象経費について

新築 住宅の建築に必要な経費

リフォーム 以下の工事に必要な経費であり、総額20万円以上

※ ただし、火災、風水害等における保険金又は公的助成の対象となる費用等は、補助金の対象外

- 屋根のふき替え、塗装又は外壁の補修等の外装工事
- 防音又は断熱化工事
- 壁紙の張替え、間取りの変更、床又は天井等の内装工事
- 台所、浴室又はトイレ等の改修工事
- 住宅バルコニー等の設置又は補修工事
- バリアフリー化工事
- 建具、畳、ふすま、窓ガラス又はサッシ工事
- 増床工事

最大  
120万円

六ヶ所村住環境向上支援事業

住宅工事の



費用を補助します!

リフォームで  
最大  
50万円新築で  
最大  
120万円

六ヶ所村は住宅等の倒壊から村民の生命及び財産を守るとともに、生活環境の保全及び居住環境の向上を図るため、各事業内における工事費用について、予算の範囲内で補助金を交付します。

政策推進課で実施している 補助事業

住宅新築リフォーム支援事業

## 申請手続きの流れ

申請書の提出

交付決定

工事の実施

実績報告書の提出

交付額決定

請求書提出

補助金の支給

## 注意事項

- 申請には期限があります。それを過ぎてからの申請は受付することができませんので、申請の際は工期に余裕をもって申請して下さい
- 提出書類に修正液、修正テープは使用しないで下さい

詳細はホームページを  
ご確認ください。

問い合わせ先

六ヶ所村役場 政策推進課

rks99003@rokkasho.jp

TEL 0175-72-8136



# 新エネ・省エネ 設備導入を支援します



六ヶ所村住宅用  
新エネルギー設備導入支援事業

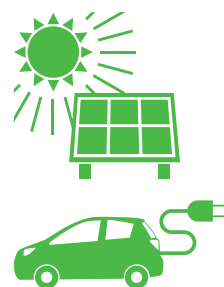
## 対象設備および補助率・補助限度額

対象設備	補助率・補助限度額
太陽光発電システム	1kWあたり48,000円(限度額 240,000円)
高効率エネルギー設備	対象経費の3/10 (限度額 100,000円)
家庭用蓄電池	対象経費の1/10 (限度額150,000円)
HEMS	対象経費の1/3 (限度額 50,000円)
次世代自動車充電設備 家庭用EV・PHEV充電設備	対象経費の1/3 (限度額 50,000円)

・補助金の対象となるのは、機器本体、配管部材、架台の購入および設置に要する経費です  
 ・各対象設備は詳細要件を満たしている必要があります(交付要綱の別表1を参照)  
 ・補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、切り捨てた額を交付します

## 補助金の対象となる人および要件

1. 村内に居住し又は居住しようとしている人で、電灯契約を結んでいる個人であること
2. 村税等を滞納していないこと
3. この要綱による同一の対象設備による補助を受けていないこと
4. 対象設備を設置する建物が、自己の居住の用に供されていること(店舗・事務所等との併用可、賃貸住宅は対象外)
5. 対象設備を設置する建物が申請者の所有でない場合は、所有者の設置承諾が証明できること
6. 工事請負契約書または売買契約書の契約年月日が補助対象事業年度の4月1日以降で年度内に工事を完了するものであること
7. 導入する対象設備は未使用のものであること(リースは対象外)



## 補助対象期間

毎年度4月1日～3月31日 \*期間内に契約され、設置工事が完了するものが対象です

## 各種申請手続きと補助金交付のフロー

本補助金の交付には下記手続きが必要です。下記の補助金交付のフローを参考に各書類を提出してください。様式は村ホームページからダウンロードするか、役場政策推進課でお受け取りください。

### ① 交付申請

対象設備の設置前、工事着手前に「補助金交付申請書(様式第1号)」と下記添付書類を役場政策推進課に提出してください。

**\*交付申請の受付・申請期間…補助対象事業年度の4月1日～3月15日**

#### ■添付書類

- ①対象設備の設置工事に係る工事請負契約書の写し(建売住宅の場合にあつては、売買契約書の写し)または対象設備の購入に係る売買契約書の写し
- ②承諾書(様式第2号)〈申請者以外に所有者がいる場合または建物の所有者が異なる場合〉
- ③対象設備の設置場所を示す案内図、現況写真
- ④対象経費の内訳書または見積書、設備の仕様カタログ(写し可)
- ⑤納税証明書(村税等)
- ⑥補助金振込先金融機関の通帳の写し
- ⑦その他村長が必要と認める書類

### ② 交付決定

申請書の内容を審査し、「補助金交付決定通知書(様式第3号)」により通知します。

※対象事業に変更が生じた場合や中止するときは「補助事業変更等承認申請書(様式第4号)」により変更承認申請を行う必要があります。(変更を承認した場合は「補助事業変更等承認通知書(様式第5号)」により変更承認を通知します)

### ③ 実績報告

対象設備の設置工事が完了したら、**完了日から30日以内または補助対象事業年度の3月31日のいずれか早い日までに「実績報告書(様式第6号)」**と下記添付書類を役場政策推進課に提出してください。

#### ■添付書類

- ①申請者の住民票(発行日より3か月以内のもの)
- ②対象設備の設置工事が適正に施工されたことを証する写真
- ③対象経費に係る領収書の写し
- ④電力会社と締結した電力受給契約書の写し(太陽光発電システム設置の場合)
- ⑤その他村長が必要と認める書類

### ④ 確定通知

実績報告書の内容を審査し、「補助金確定通知書(様式第7号)」により通知します。

### ⑤ 補助金請求

「補助金確定通知書(様式第7号)」が届いたら、「補助金請求書(様式第8号)」を役場政策推進課に提出してください。

### ⑥ 補助金交付

請求書に記載された口座に補助金が振り込まれます。

## お問い合わせ

六ヶ所村役場 政策推進課 TEL 0175-72-8136  
 E-Mail rks99003@rokkasho.jp  
 ホームページアドレス <http://www.rokkasho.jp/>



トップページ→ライフイベント「住居・引っ越し」→  
 ぐらしのガイド「六ヶ所村住宅用新エネルギー設備  
 導入支援事業のお知らせ」をご覧ください

- 各書類には、住所や同じ印鑑の使用など、統一した内容で記入してください
- 提出書類に修正液、修正テープは使用しないでください。
- 補助金交付のため、上記の提出書類のほかにも必要な書類を提出していたくことや、書類の原本を確認させていただくことがあります